

年末年始の高速道路の料金割引(案)

現行の計画では、年末年始における休日の割引が適用される日を、12月26日(土)、27日(日)、1月1日(金祝)、2日(土)、3日(日)の5日間で設定していますが、国土交通省の方針(平成21年10月26日発表)に基づき、以下の変更案を作成しました。

年末

物流への影響を考慮し、交通が集中しないよう、12月26日(土)、27日(日)は休日の割引を適用せず、平日の割引を適用します。

普通車以下の場合

- ・地方部では「終日5割引 上限1,000円」がなくなります。
- ・大都市圏では「昼間3割引」がなくなります。

年始

例年ご利用が集中する1月2日(土)、3日(日)の交通を分散し、渋滞を抑制するため、4日(月)、5日(火)に休日の割引を適用します。また、物流交通へ配慮するため、中型車・大型車・特大車については平日の割引も適用します。

※「休日の割引」とは「休日特別割引」及び「休日バス割引」等のことです。

地方部の高速自動車国道等及び本州四国連絡道路

年末年始		普通車・軽自動車等(二輪含む)		中型車・大型車・特大車	
		現 行	変 更 案	現 行	変 更 案
26	土	休日特別割引 終日5割引 上限1,000円	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引	通勤深夜5割引	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引
27	日				
28	月	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引 (変更なし)	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引 (変更なし)
29	火				
30	水				
31	木				
1	金祝	休日特別割引 終日5割引 上限1,000円	休日特別割引 終日5割引 上限1,000円 (変更なし)	通勤深夜5割引	通勤深夜5割引 (変更なし)
2	土				
3	日				
4	月	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引	休日特別割引 終日5割引 上限1,000円	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引 (変更なし)
5	火				

注)本州四国連絡道路では、休日の中型車以上の「通勤深夜5割引」は「深夜3割引」が適用されています。

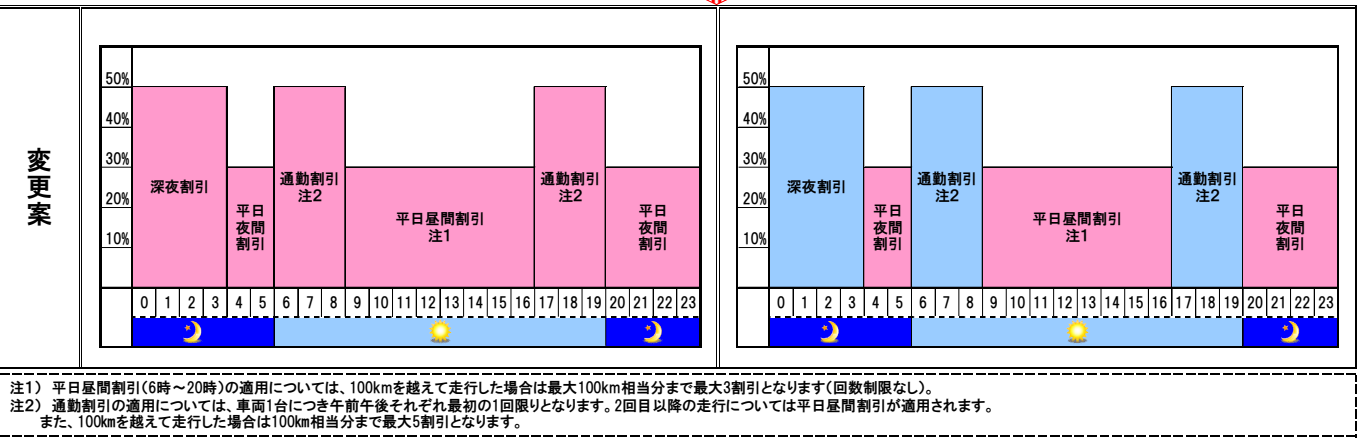
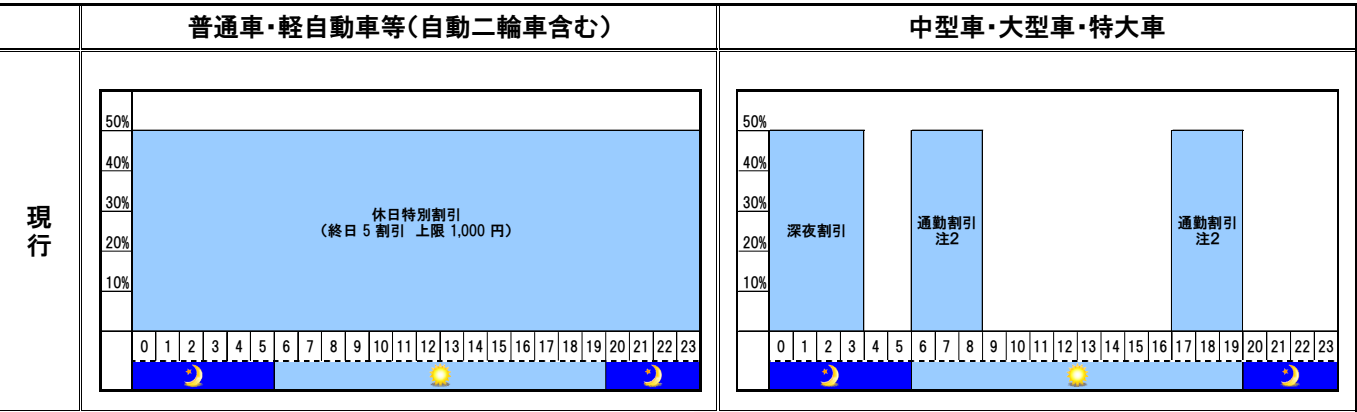
大都市圏の高速自動車国道等

年末年始		普通車・軽自動車等(二輪含む)		中型車・大型車・特大車	
		現 行	変 更 案	現 行	変 更 案
26	土	休日特別割引 昼間3割引,深夜早朝夜間5割引	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引	深夜早朝夜間5割引	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引
27	日				
28	月	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引 (変更なし)	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引 (変更なし)
29	火				
30	水				
31	木				
1	金祝	休日特別割引 昼間3割引,深夜早朝夜間5割引	休日特別割引 昼間3割引,深夜早朝夜間5割引 (変更なし)	深夜早朝夜間5割引	深夜早朝夜間5割引 (変更なし)
2	土				
3	日				
4	月	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引	休日特別割引 昼間3割引,深夜早朝夜間5割引	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引 (変更なし)
5	火				

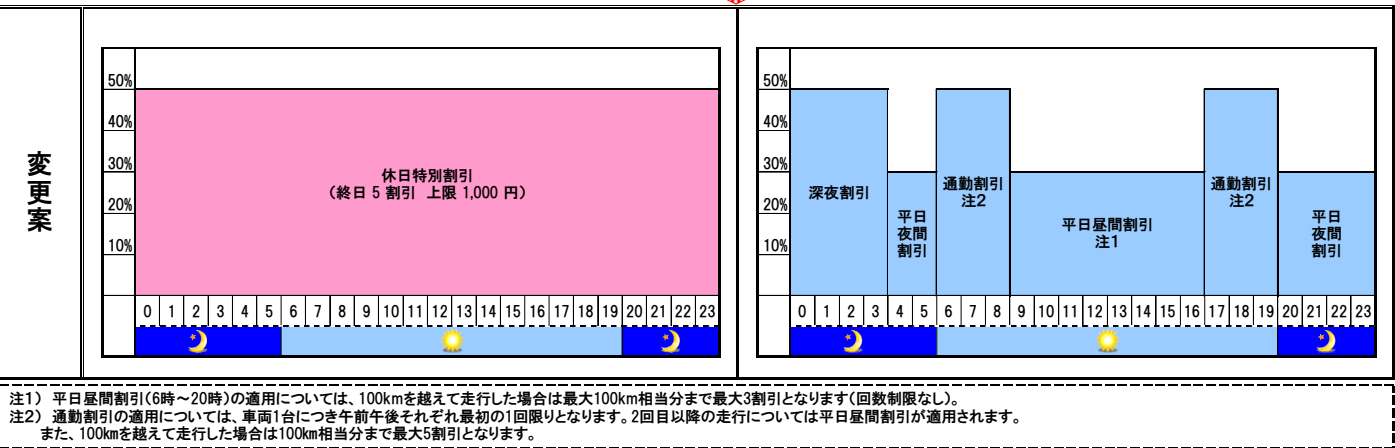
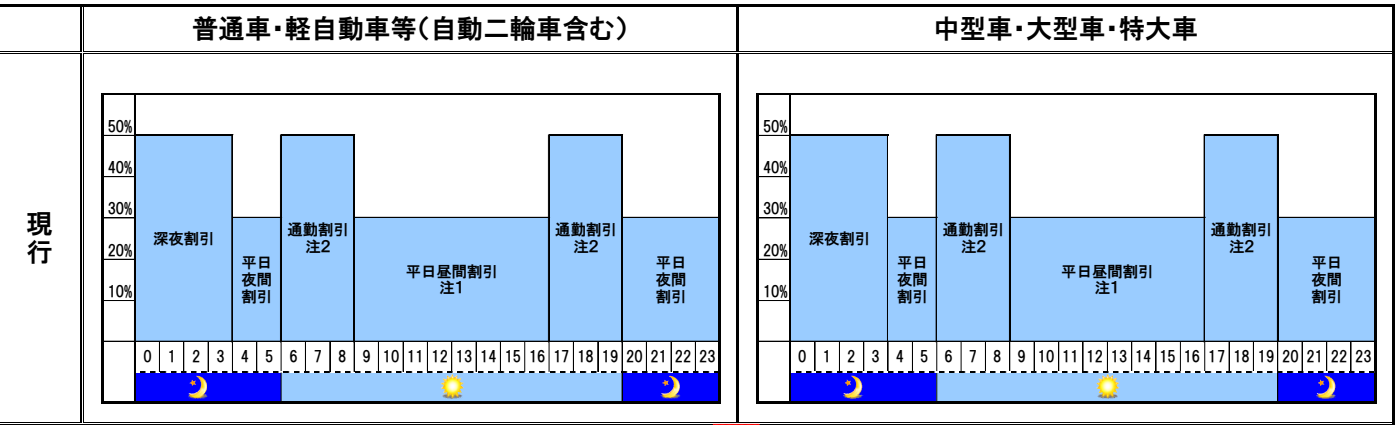
地方部の高速自動車国道等

※桃色が割引を変更する箇所です。

年末 12月26日(土)、27日(日)の割引変更



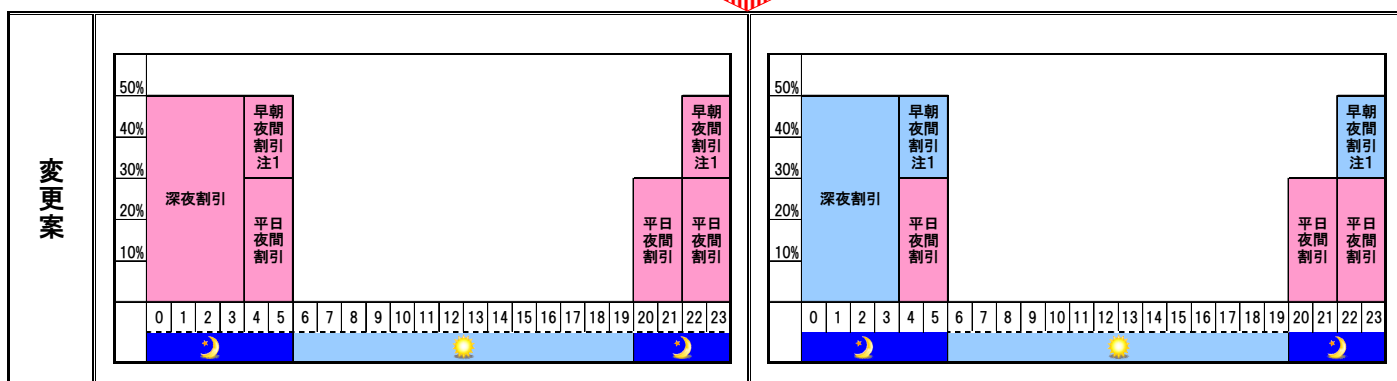
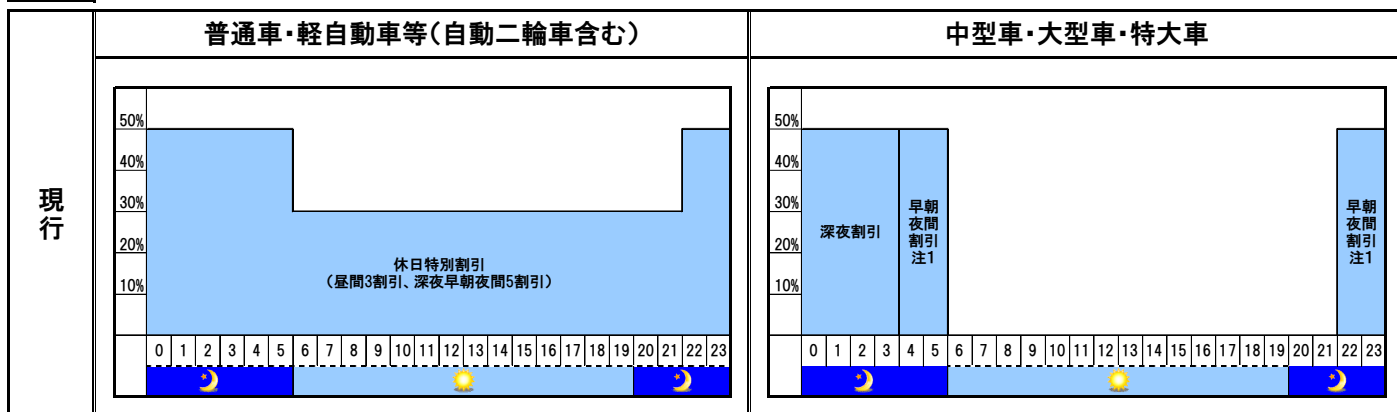
年始 1月4日(月)、5日(火)の割引変更



大都市圏の高速自動車国道等

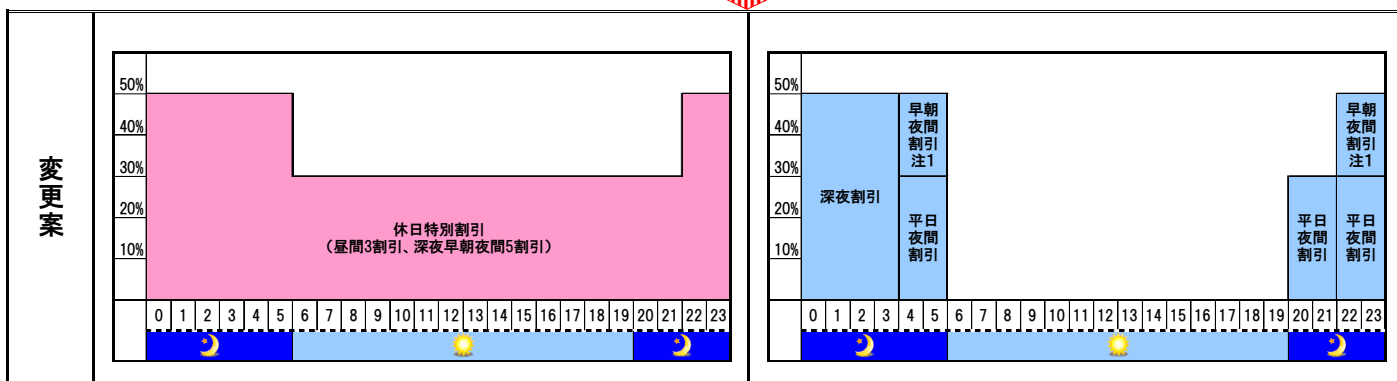
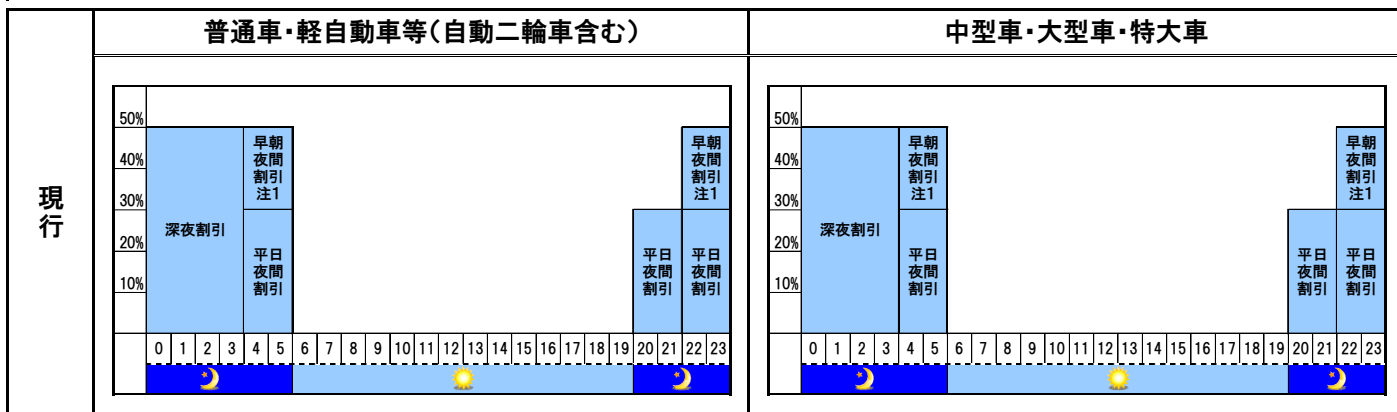
年末 12月26日(土)、27日(日)の割引変更

※桃色が割引を変更する箇所です。



注1) 早朝夜間割引については、100km以内の走行に限り適用となります。

年始 1月4日(月)、5日(火)の割引変更

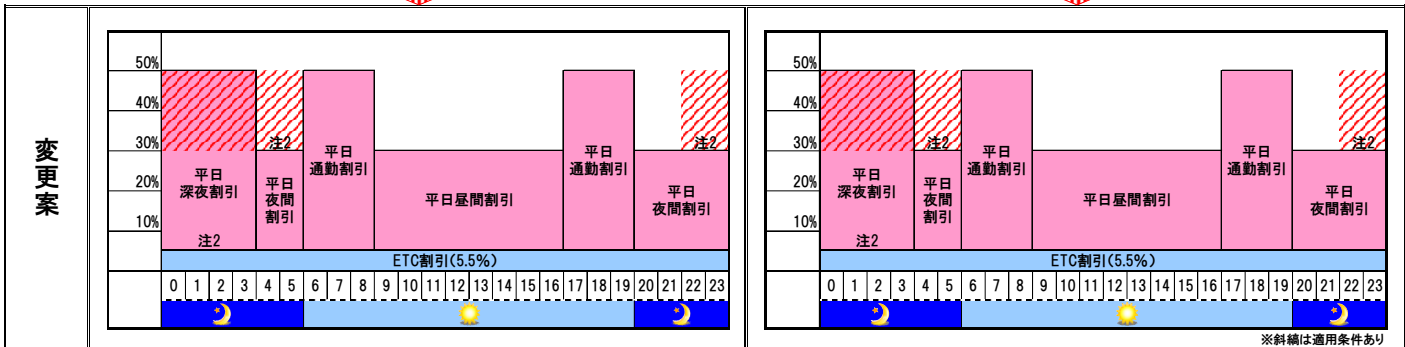
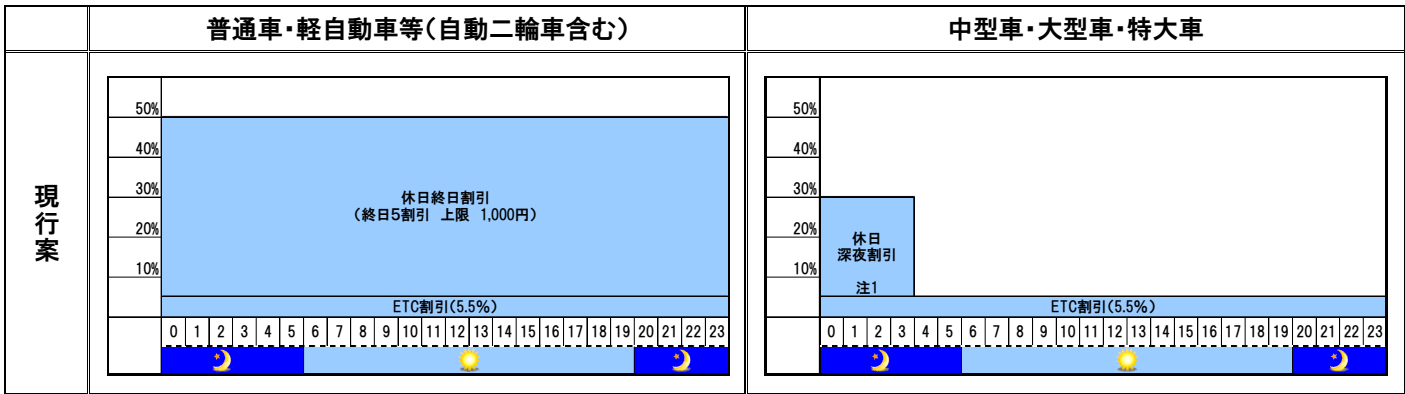


注1) 早朝夜間割引については、100km以内の走行に限り適用となります。

本州四国連絡道路

※桃色が割引を変更する箇所です。

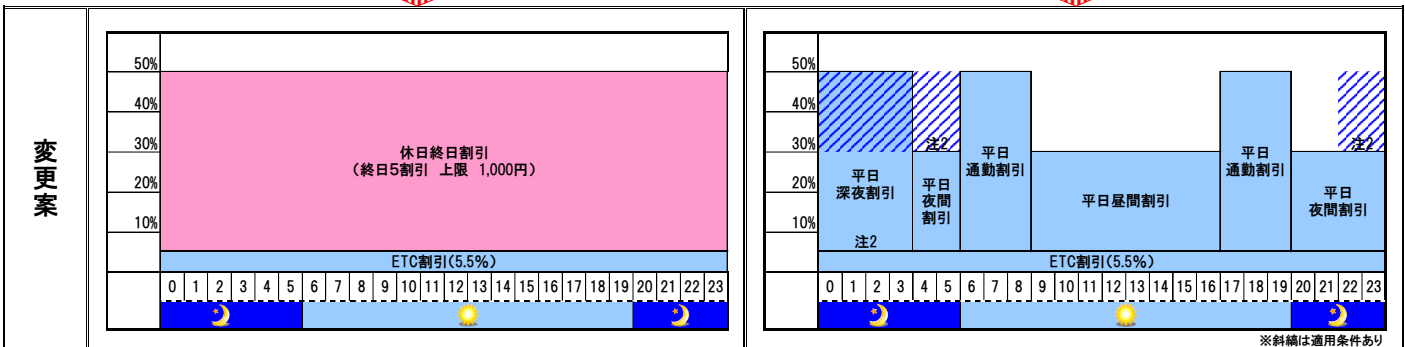
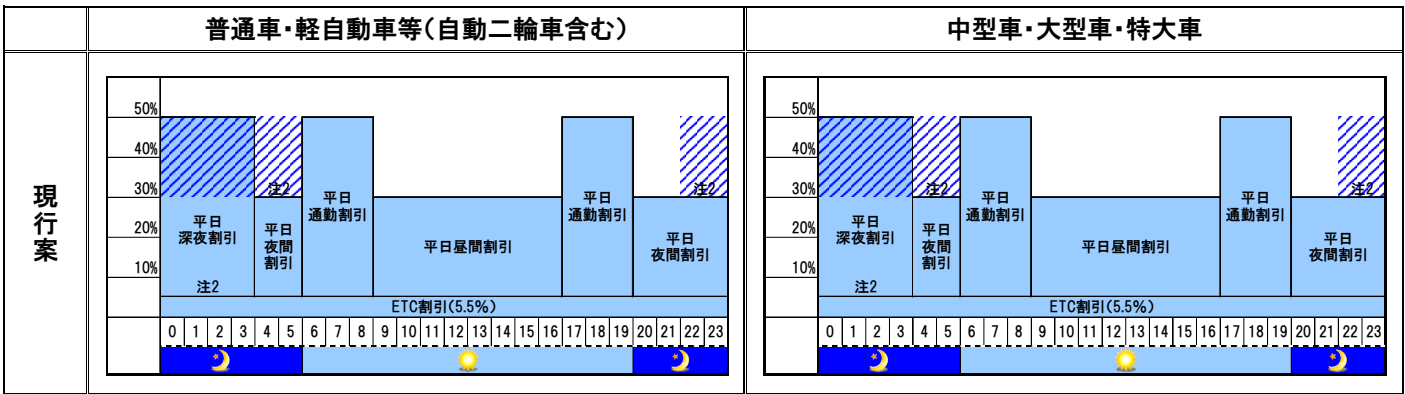
年末 12月26日(土)、27日(日)の割引変更



※ 神戸淡路鳴門自動車道については、夜間淡路島内区間の並行する国道への転換を防止し、環境安全を図る観点から、条件により割引率が変わります。

- 注1) 0時～4時において
本州四国間直通利用の場合：全区間について3割引
本州四国間を直通利用しない場合：
淡路島内区間について3割引、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)について割引なし
注2) 0時～6時及び22時～0時において
本州四国間直通利用の場合：全区間について5割引
本州四国間を直通利用しない場合：
淡路島内区間について5割引、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)について3割引

年始 1月4日(月)、5日(火)の割引変更

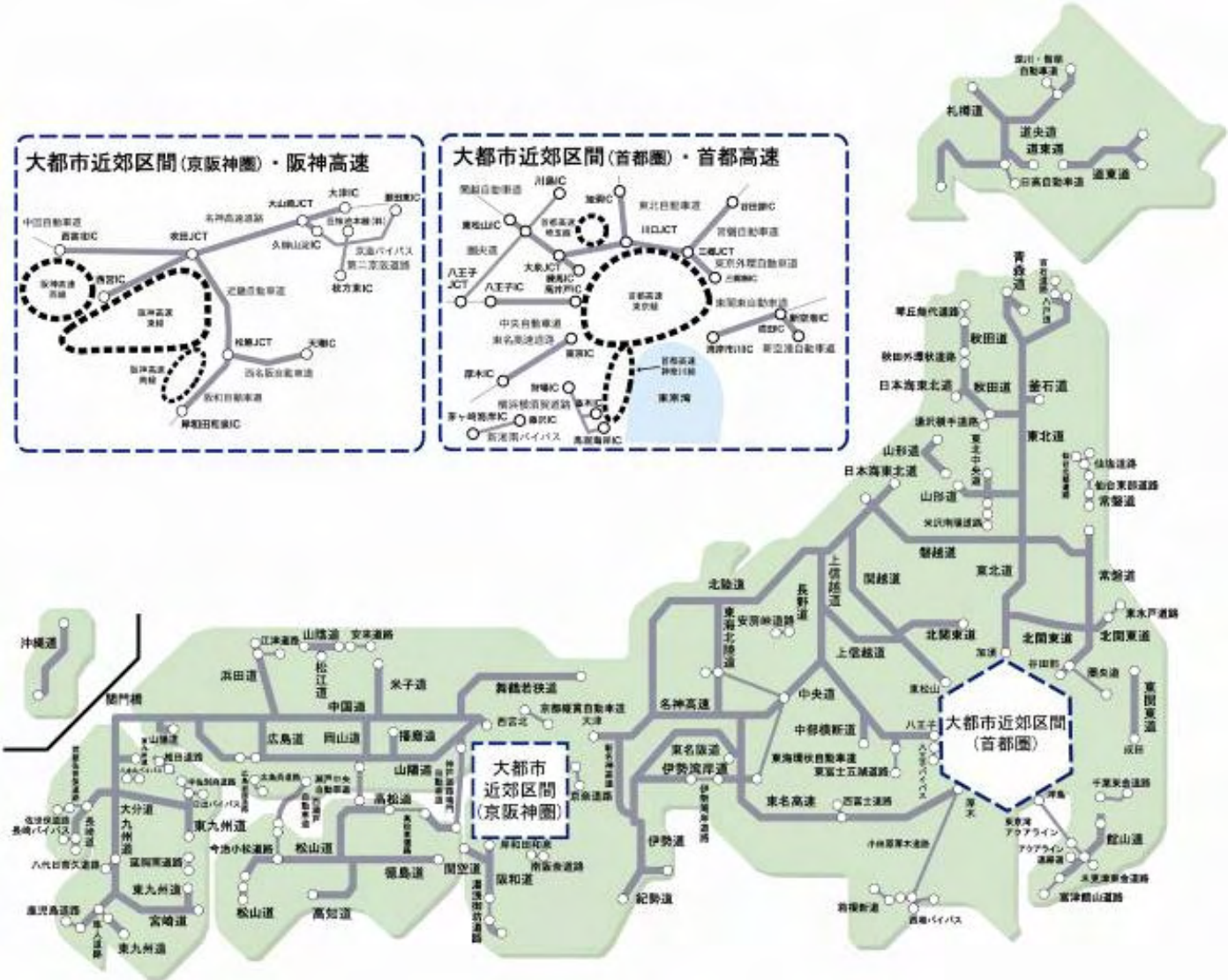


※ 神戸淡路鳴門自動車道については、夜間淡路島内区間の並行する国道への転換を防止し、環境安全を図る観点から、条件により割引率が変わります。

- 注2) 0時～6時及び22時～0時において
本州四国間直通利用の場合：全区間について5割引
本州四国間を直通利用しない場合：
淡路島内区間について5割引、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)について3割引

高速道路料金の割引対象路線図

参考



車種区分	摘要
軽自動車等	軽自動車
	小型特殊自動車
	小型二輪自動車
普通車	小型自動車
	普通乗用自動車
中型車	けん引自動車が軽自動車等である連結車両(軽自動車+1車軸けん引)
	普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)
	乗合型自動車(乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)
大型車	けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両(軽自動車+2車軸、普通車+1車軸)
	普通貨物自動車(車両総重量8トン以上または、最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)
	乗合型自動車(路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)
	けん引自動車が普通車、中型車、または大型車(2車軸)である連結車両(普通車+2車軸)
特大車	普通貨物自動車(4車軸以上) 大型車に該当するものを除く
	連結車両(他の車種区分に該当するものを除く)
	大型特殊自動車
	乗合型自動車(中型車・大型車に該当するものを除く)

※表は主な車種区分の摘要であり、詳細については、各高速道路会社にお問合せ下さい。